

令和 6 年 6 月 15 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01343

研究課題名（和文）国際担保金融の新展開と国内法への受容の条件

研究課題名（英文）International Developments of Secured Transaction and Conditions for Implementation by National Laws

研究代表者

原 恵美（Hara, Megumi）

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：60452801

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際的な担保法の形成を踏まえ、形成された諸々の国際的なルールから共通の原理・原則を明らかにし、こうした原理・原則を基軸として各国における担保法の改正動向を比較検討した。その上で、原理・原則が我が国の実務ニーズに即したもののなのかを検討した。このことによって、我が国の担保法の改正にあたり、国際ルールとのハーモニゼーションを図る必要があるのか、日本の金融慣行を踏まえて考察した。以上により、担保法の在り方や広く法のハーモニゼーションの在り方について分析する機会を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

企業（特に中小企業）が資金調達するには、その返済を確保するために担保が必要となる。具体的には、商品を売ったときに発生する債権や在庫が担保になる。伝統的には不動産が担保（抵当権）となったが、中小企業は不動産を有さないことも多い。債権や在庫を担保とする場合について、国際機関は担保法の理想を示す国際的な基準を作っている。この研究は、日本の担保法の改正にあたって、こうした基準と照らし合わせて日本の担保法のどの部分を改正したら良いのか、国際的な基準と異なっても日本の金融慣行の特殊性を考慮すべき部分はどこが明らかにする。

研究成果の概要（英文）：This study aims to (1) consider the process of forming international rules on secured transactions law, (2) identify the common global principles and tenets derived from these various international rules, and (3) compare and examine the trends in secured transactions law reforms across different countries based on global principles and tenets. Additionally, it assesses whether these principles and tenets align with Japan's practical needs and whether it is necessary to align the Japanese legal framework to the global standards. This examination not only provides an opportunity to reflect on the ideal form of secured transactions law amidst ongoing reform discussions but also serves as a starting point for exploring the broader approach to legal harmonisation and the domestic acceptance of the harmonised laws.

研究分野：民法、物権法、担保法

キーワード：担保法 UNCITRAL UNIDROIT モデル法 ケープタウン条約 MAC議定書 譲渡担保

1. 研究開始当初の背景

我が国において、動産・債権担保法制の見直しが進められている。2021年4月には、法制審議会担保法制部会が設置され、担保法改正の議論がなされている。こうした背景には、一方で、在庫や売掛債権をまとめて担保の客体とする包括的担保の需要があるという実務ニーズに応える担保制度の必要性を挙げることができるが、他方で、こうした国内需要だけではない、別の改正動機を見出すこともできる。それは、UNCITRAL(国連国際商事取引法委員会)の担保取引モデル法や UNIDROIT(私法統一国際協会)のケープタウン条約およびその議定書によって、担保に関するルールが形成されており、こうした国際ルールと日本法の整合性が必要なのではないかという問題意識である。

申請者は、こうした国際機関においてルール形成の議論に参加した中で、担保取引については、法政策として、効率的で優先関係が明快な担保の創設という価値は各国で共有されており、しかも途上国を中心として外国資本の獲得を目指した法整備をすすめる中で、法統一・ハーモニゼーションに対する要請が強いことを目の当たりにした。これと同時に、担保は、各国の物権法に深く関わる分野であり、各国の物権法の秩序との摩擦も鮮明化する。また、国際機関においては、簡明なルール作りを目指しているにもかかわらず、例えば、UNCITRAL 担保モデル法は、プロシズ(代償財産)に関する規定が32条に及ぶなど複雑な規定になっている。

本研究においては、国際機関によって形成されたルールをそのまま受容していなくとも、背景にある実質的な原理・原則が受容されていることによる法のハーモニゼーションという途があるのではないかという意識の下、こうした実質的な原理・原則を明らかにした上で、各国における原理原則の対応状況を分析した。

2. 研究の目的

本研究では、国際的な担保関連のルールの形成を踏まえ、形成された諸々の国際的なルールから共通の原理・原則を明らかにし、こうした原理・原則を基軸として各国における担保法の改正動向を比較検討する。その上で、原理・原則が我が国の実務ニーズに即したもののかを検討する。このことによって、我が国の担保法を改正するにあたり、こうした国際ルールとのハーモニゼーションを図る必要があるのか、日本の金融慣行を踏まえて考察できる。こうした検討は、担保法改正の議論が進行する中で、担保法の在り方を検討する契機となるだけでなく、広く法のハーモニゼーションの在り方、あるいはハーモナイズされた法の国内への受容の在り方を検討する端緒を提供するものである。

3. 研究の方法

(1) 本研究においては、以上のように、我が国の担保法の在り方を探求する上で、こうした国際機関が策定する担保のモデルを参照する。具体的には、一方では、2016年に UNCITRAL によって作成された担保取引に関するモデル法のように、動産(この場合、有体物・無体物の双方を含む)全体を対象とする包括的・一元的な担保法制や 2001年に UNIDROIT によって作成されたケープタウン条約のように、特定の産業に特化した、分野特有のニーズに応えるような担保法制の整備が挙げられる。

こうした国際的な担保法のあるべき姿を分析するに当たっては、まず、各国が有する法ドグマに根ざした法概念の影響を排除した、機能的・実質的な国際ルールを解明する必要がある。つまり、存在する国際的なルールについて、条文の文言に傾注して法ドグマや概念の統一がなされているのかという面から評価するのではなく、機能的に見て、条文が体現する原理原則がなにか、つまり実質的な結論としてどのような国際ルールが形成されているのかという面から評価する必要がある。この点、すでに、UNCITRAL のモデル法において、質権や譲渡担保といった担保の法形式にとらわれず、実質的に担保の機能を果たすものには「担保権」が成立するという機能的アプローチが採用されている。本研究の機能的・実質的なルールはこの延長線上にあるもので、担保形式を機能的に把握するだけでなく、担保の成立要件(担保設定契約)、対抗要件(登記)、優先劣後ルールや担保が及ぶ範囲、担保権の実行といった問題のすべてにつき、条文の文言にとらわれることなく、結論として望ましい実質を問うべきであることを主張するものである。

(2) さらに、こうして抽出された担保法の実質的な理想に各国の国内法が適合できているのかを検討する。この点、担保法制が全く整っていない国に新たに担保法制を導入する場合は別として、すでに担保制度が確立し、実務がそれなりに円滑に動いている国においては、国際ルールの適合性の有無とは、既存の法制度の改正の必要性およびその改正方法が問題として鮮明化する。すなわち、各国にはその固有の歴史や法文化があるために、それぞれの法概念・法体系に見合った形で国際ルールを受容し、ルールの実質的帰結が実現されることが必要となる。

4. 研究成果

(1)担保に関連する国際文書の性質やルールとの相違に着目した上で、どのような統一ルールが形成されているのか分析した。具体的には、UNCITRAL 担保モデル法は、担保設定者ベースのノーティスファイリング(登記)制度を採用し、優先劣後ルールを登記に一本化するものであるが、そのファイリングによって、ファイナンス・リース、債権譲渡、所有権留保を含むあらゆる担保の優先順位を決定する。そのために、機能的・統一アプローチに基づいて一元的な担保法が形成されることが推奨され、機能的に「担保」といえるような物権は、担保として再性質決定され、登記制度の俎上に乗る。優先関係が登記により簡明に示された担保制度を国内法に導入するためのモデルを提示している。

他方、UNIDROIT のケープタウン条約は、機械ベース(物件ベース)のノーティスファイリングを採用し、所有権留保とその他の担保を異なる取り扱いに服せしめる。ファイリングされた場合には、設定者の倒産時においても担保権の実行が確保され、最優先順位を獲得する。ケープタウン条約は、条約という形式上、異なる法制度間の調整が迫られるものであり、既存の法制の差異を乗り越えて形成されているものである。こうした異なる法制度の調整は、ケープタウン条約の MAC 議定書における付合の規定に見られた。

こうした異なる文書の性質を前提としても、モデル法とケープタウン条約は双方ともにノーティスファイリング制度を採用しており、担保法の原理・原則として、簡易なファイリング制度による優先順位の獲得とともに、登記上での優先順位の明確化が原理・原則を形成していることがわかる。こうした国際文書の分析を踏まえて、原理・原則の抽出を図った。

(2)抽出した原理・原則の中でも、(1)でのべた機能的アプローチについて分析する論文を執筆した。その結果、機能的アプローチとは、複層性を有する概念であることがわかった。具体的には、UNCITRAL による担保法のハーモニゼーションの作業の中で、機能的アプローチは副層的に用いられている。具体的には、ハーモニゼーションの手法、担保に関する単一法への体系化の契機、担保権ではない法形式を採る取引につき、担保権としての再性質決定、担保権ではないものを担保法への取り込む根拠、特別の優先権ルール付与の正当化根拠として、である。

これらの中で、特に重要なのは、であり、およびは、の単一法への体系化の具体的手法と位置づけられる。は、権利相互の優先関係を明確に決するために登記制度を設け、その登記制度に担保権と名のつくもの、それから担保権ではないものの担保として機能する権利についても、必要と判断された場合には、担保法の対象とすることであった。しかし、単一法への体系化に利点があることは、広く共有できる価値であるとしても、具体的な手法である およびのレベルでは、その実現が各国の私法体系と整合的なのかは問題となる。特に、については、法形式を考慮せずに、純粋に機能のみによって、担保法の対象とするのは、機能的アプローチの最たるものであり、そのような手法が物権法を含む法体系を全体としてみたときに、そもそも採用可能なのか問題となることが指摘できる。

(3) 国際的な動向を踏まえた上で、我が国の資金調達に関する慣行を分析し、我が国固有の慣行が、国際的な担保法の原理・原則の根底をなす発想とは異なりうるものであることを解明した。担保の国際ルールを受容するにあたり、既存の法ドグマに対する変容が求められているのかという点について成果報告をした。その結果、我が国の特殊性として、公示といった法制度の問題以外にも、公的保証の存在、ABL のコスト、金融規制における担保の取り扱い、セカンダリーマーケットの不存在、倒産件数の少なさといった点が挙げられることを指摘した。その上で、法制度の改正としては、部分的な改正(具体的には、登記優先主義の採用、担保物件の特定要件の柔軟化)によって、ABL の促進が図られる旨結論付けた。

以上のとおり、担保に関する世界的、機能的ルールの解明、およびそのルールの国内法への適合段階における法ドグマとの摩擦という2点から、担保法を觀察することによって、国際的な担保法のあるべき姿を把握し、各国への受容のあり方が如何にあるべきかについて検討することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 5件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Marek Dubovec and Megumi Hara	4. 巻 -
2. 論文標題 Factoring Model Law: Advancing Access to Finance and Promoting Financial Inclusion	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Elgar Companion to UNIDROIT	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 原 恵美	4. 巻 -
2. 論文標題 担保法における機能的（Functional）アプローチの複層性：国際的動向を踏まえて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 担保法の現代的課題：新たな担保法制の構想に向けて	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Marek Dubovec, Megumi Hara	4. 巻 36-4
2. 論文標題 Effects of credit guarantee schemes on secured transactions frameworks	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Butterworths Journal of International Banking and Financial Law	6. 最初と最後の頁 287 290
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 原恵美・小塚 莊一郎	4. 巻 56巻2号
2. 論文標題 〔翻訳〕ケーブタウン条約MAC議定書（鉱業物件，農業物件及び建設業物件に固有の事項に関する 可動物件の国際担保権に関する条約の議定書）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 75 174
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Megumi Hara, Kumiko Koens, and Charles W. Mooney, Jr.	4. 巻 2266
2. 論文標題 SECURED TRANSACTIONS LAW REFORM IN JAPAN: JAPAN BUSINESS CREDIT PROJECT ASSESSMENT OF INTERVIEWS AND TENTATIVE POLICY PROPOSALS	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Faculty Scholarship at Penn Law	6. 最初と最後の頁 1-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 Megumi Hara and Yuriko Haga	4. 巻 45
2. 論文標題 Security Rights in Intellectual Property in Japan (Chapter 18)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Ius Comparatum - Global Studies in Comparative Law, Security Rights in Intellectual Property	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 原恵美	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 将来発生する債権の譲渡に関する制限基準	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 123頁～127頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原恵美	4. 巻 -
2. 論文標題 「鉱業物件・農業物件・建設業物件議定書 (MAC議定書) における在庫担保の規定: 在庫商品の買主保護を中心として」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『比較民法学の将来像 (岡孝先生古稀記念論文集)』 (6. 最初と最後の頁 507頁～529頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原恵美	4. 巻 -
2. 論文標題 鉱業物件・農業物件・建設業物件議定書（MAC議定書）の対象物件：ケープタウン条約の新たな議定書作成に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民法と金融法の新時代（池田真朗古稀記念論文集）	6. 最初と最後の頁 267頁～295頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原恵美	4. 巻 1543号
2. 論文標題 不動産登記制度の見直し：中間試案の紹介とフランス法との比較	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 55頁～61頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原恵美	4. 巻 なし
2. 論文標題 鉱業物件・農業物件・建設業物件議定書（MAC議定書）の対象物件：ケープタウン条約の新たな議定書作成に向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民法と金融法の新時代（池田真朗先生古稀記念論文集）	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原恵美	4. 巻 91
2. 論文標題 譲渡制限特約の効力	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Teresa Rodriguez de las Heras Ballell and Megumi Hara	4. 巻 6
2. 論文標題 MAC Protocol and Treaty Design: Examination of the Delimitation of Scope and Mechanism of Amendment	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Cape Town Convention Journal	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

[学会発表] 計6件 (うち招待講演 5件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 Megumi Hara
2. 発表標題 The UNIDROIT 's Factoring Model Law Project
3. 学会等名 ASIA-PACIFIC PRIVATE INTERNATIONAL LAW SUMMIT (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kelvin Low and Megumi Hara
2. 発表標題 Accommodating cryptoassets in private law: common law and civil law responses compared
3. 学会等名 13th Transnational Commercial Law Teachers ' Meeting (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Megumi Hara
2. 発表標題 Secured Transactions Law Reform: Japanese Experience
3. 学会等名 APEC Modernising Secured Transaction Legal Regimes in APEC Economies through International Instruments and Effective Dispute Resolution Mechanisms (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Megumi Hara
2. 発表標題 Farewell to the Unitary Foundation of Unjust Enrichment?: The Reform in Japan
3. 学会等名 The Role of the Law of Unjust Enrichment in Asia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Megumi Hara
2. 発表標題 The Significance of “Digital Asset”: Analysis of “Proprietary” Nature
3. 学会等名 LAW, TECHNOLOGY AND DISRUPTION CONFERENCE (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Megumi Hara
2. 発表標題 The MAC Protocol: An overview
3. 学会等名 UNIDROIT and China: The Cape Town Convention, Investing in Agriculture and UPICC (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Louise Gullifer, Dora Neo	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Hart Pub Ltd	5. 総ページ数 608
3. 書名 Secured Transactions Law in Asia: Principles, Perspectives and Reform	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 SECURED TRANSACTIONS LAW REFORM: GLOBALLY AND IN JAPAN	開催年 2018年～2018年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------